

# ガソリンの誤給油にご注意ください!!

## 1 火災事例

塩釜地区管内で灯油ストーブにガソリンを入れ使用したことによる火災が発生しました。

火災原因は、セルフ式ガソリンスタンドで、灯油と間違えて灯油ポリタンクへガソリンをお客さま自ら給油し、自宅ストーブに給油して使用したところ、炎が急に大きくなり火災となっています。

## 2 ガソリンスタンド事業者の皆さまへ

顧客自らガソリンを容器に小分けすることは、消防法で禁止され違反となりますので、①監視業務の徹底②予防規程の遵守③社内教育の再徹底をお願い致します。

## 3 ガソリンスタンドを利用される皆さまへ

○お客さま自らガソリンを容器に小分けすることはできませんので、ガソリンスタンド従業員に入れてもらいましょう。

○給油前には必ず油種を確認しましょう。

○ガソリンを入れる容器は、消防法令で定める強度や材質等の基準に適合した金属容器を使用してください。（※灯油用ポリタンクでの保管は、危険ですので絶対に行わないで下さい。）



灯油用ポリタンク



ガソリン用携行缶

○令和元年7月18日に京都市で発生した京都アニメーション第一スタジオにおける火災を受け、ガソリンを携行缶で購入する際、ガソリンスタンドの従業員が身分証(運転免許証等)の提示を求めたり、ガソリンの使用目的について質問することが事業所へ義務化される予定となっております。

※詳しくは、総務省消防庁ホームをご覧ください。